

裁定制度の運用要領

昭和 50 年 12 月 1 日決定

平成 9 年 4 月 24 日改正

経 済 産 業 省

工業所有権審議会

1. 手続

(1) 特許法の場合

裁定請求書の提出があつたときは、受付手続を経たうえですみやかに予告登録及び公報掲載の手続を行うとともに、方式審査を行う。

裁定請求書が方式違背であるとき又は所定の手数料が納付されていないときは、補正を命じる。
(手続補正書の提出期間は、相当の期間を指定する。)

指定期間内に補正がされないときは、裁定請求手続を無効にするとともに、所要の登録手続及び公報掲載の手続を行う。

裁定請求書が方式に適合し、かつ、所定の手数料が納付されているときは、すみやかにその裁定請求書の副本をその請求に係る特許権者又は専用実施権者その他その請求に係る特許に関し登録した権利を有する者に送達し、答弁書の提出を求める。(答弁書の提出期間は、内国の場合は 40 日、外国の場合は 3 月を指定する。)

指定期間内に答弁書が提出されたときは、指定期間経過後すみやかにその答弁書の副本を請求人に送付する。

指定期間内に被請求人から特許法第 92 条第 4 項の裁定の請求があつたときは、その請求についてすみやかに から までの手続を進める。

指定期間内に答弁書(特許法第 92 条第 4 項の裁定の請求があつた場合は、その答弁書を含む。以下同じ。)が提出された場合は裁定請求書(特許法第 92 条第 4 項の裁定の請求があつた場合は、その裁定請求書を含む。以下同じ。)及び答弁書の写しを、指定期間内に答弁書が提出されなかつた場合は裁定請求書の写しを、それぞれ指定期間経過後すみやかに発明実施部会の委員に送付するとともに、同部会長に諮つてその請求に関する発明実施部会の開催の日時を決定し、各委員に通知する。

の通知により開催される発明実施部会においては、事件の概要を説明するとともに、必要に応じ請求人、被請求人その他その請求に係る特許に関し登録した権利を有する者に意見を陳述する機会を与えたうえで、審議を行う。

発明実施部会長は、必要に応じ、その事件に関する調査を行うべき委員(臨時委員又は専門委員を含む。)を指名する。

の発明実施部会の審議を踏まえ、により指名された委員と協議して、その事件に係る裁定案を原則としての発明実施部会の終了後 20 日以内に作成するとともに、その裁定案を審議すべき発明実施部会の開催の日時を同部会長に諮つて決定し、その裁定案を添えて各委員に通知する。発明実施部会は、裁定案についての意見をまとめるため、必要に応じ参考人の意見を聴取する。発明実施部会の意見がの通知により開催される会合でまとまらなかつたときは、すみやかに次の会合を開催する。

工業所有権審議会の意見が提出されたときは、経済産業大臣又は特許庁長官は、その意見を尊重してすみやかに裁定をするとともに、裁定の謄本を当事者及び当事者以外の者であつてその特許に関し登録した権利を有するものに送達する。

裁定の謄本が送達されたときは、すみやかに所要の登録手続及び公報掲載の手続を行う。

裁定取消請求書の提出があつたときは、からまでに定めるところに準じる。

(2) 実用新案法及び意匠法の場合

特許法の場合に準じる。

2. 要件

(1) 特許法の場合

特許法第 83 条第 1 項において「実施が適当にされていない」とは、需要に対し極めて小規模で名目的な実施に過ぎないと認められる場合、単に輸入をしているだけで国内では生産をしていない場合等が原則としてこれに該当すると解される。同法第 90 条第 1 項における「適当にその特許発明の実施をしないとき」についても、同様に解される。

特許法第 85 条第 2 項において「特許発明の実施が適当にされていないことについて正当な理由があるとき」とは、諸般の事情を総合的に勘案して判断するものとするが、その主要な事例としては、その特許発明の実施に必要な設備等が災害その他被請求人等の責に帰すことができない事情によつて整備することができないためその特許発明の実施ができない場合、その特許発明の実施に必要な許認可手続が被請求人の責に帰すことができない事情によつて遅延しているためその特許発明の実施ができない場合等が考えられる。

特許法第 92 条第 1 項において「第 72 条の規定に該当するとき」とは、他人の特許発明等の実施をしなければ自己の特許発明の実施をすることができないときと解され、たとえば先願の物質特許と後願の製法特許若しくは用途特許、又は選択発明の特許はこの要件に該当すると解される。

特許法第 92 条第 5 項において「第 72 条の他人又は特許権者若しくは専用実施権者の利益を不当に害することとなるとき」とは、先願の特許発明等及び後願の特許発明等の内容、当事者の資力、経営状態等を総合的に勘案して判断するものとするが、通常実施権の設定により事業の継続が困難になるなど被請求人の利益が著しく害される場合等は、原則としてこれに該当すると解される。特許法第 93 条第 1 項における「公共の利益のため特に必要であるとき」の主要な事例としては、次に掲げる場合等が考えられる。

- (i) 国民の生命、財産の保全、公共施設の建設等国民生活に直接関係する分野で特に必要である場合。
- (ii) 当該特許発明の通常実施権の許諾をしないことにより当該産業全般の健全な発展を阻害し、その結果国民生活に実質的弊害が認められる場合。

(2) 実用新案法及び意匠法の場合

特許法の場合に準じる。

3. その他

裁定にあたっては、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定その他の国際約束にしたがって行う。